

# 令和6年4月・6月の基準条例改正について

「居宅介護支援」「訪問介護」「訪問入浴介護」「訪問看護」「訪問リハビリテーション」「居宅療養管理指導」「通所介護」「通所リハビリテーション」「福祉用具貸与・特定福祉用具販売」

## 1 趣旨

『指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準』の改正に伴い、「横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例」、「横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例」、「横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例」の改正を行いました。改正の概要について関連する部分を抜粋しましたので、御確認ください。

(注1) 介護予防サービスについても同様の措置を講ずる場合には★を付記しています。

(注2) なお、改正条例は横浜市議会において議決されることを停止条件とするものです。

改正議案の議決がなされないときは、本通知は施行されません。

## 2 改正の概要

### (1) 居宅介護支援【4月～】

	概要	本市条例
1	「ケアマネジャー 1 人当たりの取扱件数」 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに 1 以上の員数の常勤のケアマネジャーを置くことが必要となる人員基準について、次のとおり見直す。 ① 原則、要介護者の数に要支援者の数に 1 / 3 を乗じた数を加えた数が44又はその端数を増すごとに 1 とする。 ② 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に 1 / 3 を乗じた数を加えた数が49又はその端数を増すごとに 1 とする。	第 5 条第 2 項及び第 3 項
2	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第 6 条第 3 項第 2 号
3	事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。	第 7 条第 3 項

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合</li> <li>・前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合</li> </ul>	
4	<p>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>	第16条第2号の2から第2号の5
5	<p>人材の有効活用及び指定居宅サービス事業者等との連携促進によるケアマネジメントの質の向上の観点から、次に掲げる要件を設けた上で、テレビ電話装置等を活用したモニタリングを行うことを可能とする。</p> <p>① 利用者の同意を得ること。</p> <p>② サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身の状態が安定していること。</li> <li>・利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通できること。</li> <li>・介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。</li> </ul> <p>③ 少なくとも2月に1回（介護予防支援の場合は6月に1回）は利用者の居宅を訪問すること。</p>	第16条第14号
6	<p>事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを令和7年度から義務付ける。</p> <p>（※）法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定</p>	第25条第3項
7	<p>記録の整備に追加項目</p> <p>身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	第32条第2項
8	<p>感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化。</p> <p>（令和6年3月31日 経過措置期間終了）</p>	第22条の2
9	<p>感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を</p>	第24条の2

	義務化。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	
10	高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めることを義務化。 虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程に定めておかなければならない。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第30条の2

## (2) ★訪問介護【4月～】

	概要	本市条例
1	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第7条
2	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第24条第3号から第6号まで
3	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを令和7年度から義務付ける。 (※) 法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定	第34条第3項
4	記録の整備に追加項目 身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第42条第2項
5	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第32条の2
6	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務化。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第33条第3項

7	<p>高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めることを義務化。</p> <p>虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程に定めておかなければならない。</p> <p>(令和6年3月31日 経過措置期間終了)</p>	第40条の2
---	--	--------

### (3) ★訪問入浴介護【4月～】

	概要	本市条例
1	<p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	第45条
2	<p>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>	第49条第3号から第6号まで
3	<p>記録の整備に追加項目</p> <p>身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	第53条第2項
4	<p>事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを令和7年度から義務付ける。</p> <p>（※）法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定</p>	第54条（第34条第3項準用）
5	<p>認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化。</p> <p>(令和6年3月31日 経過措置期間終了)</p>	第52条の2第3項
6	<p>感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化。</p> <p>(令和6年3月31日 経過措置期間終了)</p>	第54条（第32条の2準用）

7	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務化。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第54条（第33条第3項準用）
8	高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務化。 虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程に定めておかなければならない。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第54条（第40条の2準用）

(4) ★訪問看護【6月～（5～7は4月～）】

	概要	本市条例
1	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第57条
2	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第63条第3号から第6号まで
3	記録の整備に追加項目 身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第69条第2項
4	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを令和7年度から義務付ける。 （※）法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定	第70条（第34条第3項準用）
5	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第70条（第32条の2準用）
6	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を	第70条（第33条第3項準用）

	義務化。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	
7	高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めることを義務化。 虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程に定めておかなければならない。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第70条（第40条の2 準用）

(5) ★訪問リハビリテーション【6月～（6～8は4月～）】

	概要	本市条例
1	訪問リハビリテーション事業所を更に拡充する観点から、介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなす。その際、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。	第72条第3項
2	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第76条第3号から第6号まで
3	退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定訪問リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握することを義務付ける。	第77条第4項
4	記録の整備に追加項目 身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第79条第2項
5	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを令和7年度から義務付ける。 （※）法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定	第80条（第34条第3項 準用）
6	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供	第80条（第32条

	できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	の2準用)
7	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を義務化。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第80条(第33条第3項準用)
8	高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務化。 虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程に定めておかなければならない。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第80条(第40条の2準用)

(6) ★居宅療養管理指導【6月～(3～5は4月～)】

	概要	本市条例
1	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第86条第1項第4号から第7号まで、同条第2項第3号から第6号まで、同条第3項第3号から第6号まで
2	記録の整備に追加項目 身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第88条第2項
3	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施を義務化。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第89条(第33条第3項準用)
4	委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の設定等の高齢者虐待防止のための措置の実施状況や更なる周知の必要性を踏まえ、当該取組の義務付けの経過措置期間(「～よう努めなければならない」に読み替える期間をいう。以下同じ。)を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。	令和3年改正附則第2項
5	感染症や非常災害の発生時の業務継続に向けた、計画の策定及び周知、研修及び訓練(シミュレーション)の実施等の義務付けの経過措置	令和3年改正附則第3項

期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとする。	
---------------------------	--

(7) ★通所介護【4月～】

	概要	本市条例
1	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第92条
2	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	第96条第3号から第6号まで
3	記録の整備に追加項目 身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第103条第2項
4	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを令和7年度から義務付ける。 （※）法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定	第104条（第34条第3項準用）
5	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第99条第3項
6	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第104条（第32条の2準用）
7	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務化。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第104条（第33条第3項準用）

8	<p>高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務化。</p> <p>虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程に定めておかなければならない。</p> <p>(令和6年3月31日 経過措置期間終了)</p>	第104条（第40条の2 準用）
---	--	------------------

(8) ★通所リハビリテーション【6月～（6～8は4月～）】

	概要	本市条例
1	<p>訪問リハビリテーションの見直しに伴い、介護保険法（平成9年法律第123号）第72条第1項の規定による通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院についても同様に、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。</p>	第124条第5項
2	<p>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>	第127条第3号から第6号まで
3	<p>退院時の情報連携を促進し、退院後早期に連続的で質の高いリハビリテーションを実施する観点から、医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定通所リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握することを義務付ける。</p>	第128条第4項
4	<p>記録の整備に追加項目</p> <p>身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。</p>	第132条第2項
5	<p>事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを令和7年度から義務付ける。</p> <p>（※）法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定</p>	第133条（第34条第3項 準用）
6	<p>感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務化。</p>	第131条第2項

	(令和6年3月31日 経過措置期間終了)	
7	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シミュレーション)の実施等を義務化。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第133条(第32条の2 準用)
8	高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めることを義務化。 虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程に定めておかなければならない。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第133条(第40条の2 準用)
9	認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務化。 (令和6年3月31日 経過措置期間終了)	第133条(第99条第3項 準用)

(9) ★福祉用具貸与【4月～】

	概要	本市条例
1	提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。	第233条
2	選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案 福祉用具の一部の貸与種目・種類について、特定福祉用具販売の対象に加えることとしているところ、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（以下「選択制の対象福祉用具」という。）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。 また、利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。	第237条第2号
3	当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を	第237条第6号から第9号ま

	行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。	で
4	福祉用具貸与のモニタリングを適切に実施し、サービスの質の向上を図る観点から、福祉用具貸与計画（※）の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。 （※）福祉用具貸与計画とは、福祉用具専門相談員が作成する、利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえた個別の生活目標や具体的なサービス内容等を記載した計画。	第238条第1項
5	福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うことを義務付ける。	第238条第5項
6	福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与について、介護予防福祉用具貸与と同様に、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所に報告することを義務付ける。	第238条第6項
7	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを令和7年度から義務付ける。 （※）法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定	第243条第3項
8	記録の整備に追加項目 身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第244条第2項
9	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務化。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第242条第6項
10	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第245条（第32条の2準用）
11	高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務化。	第245条（第40条の2準用）

	<p>虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程に定めておかなければならない。</p> <p>(令和6年3月31日 経過措置期間終了)</p>	
--	---	--

(10) ★特定福祉用具販売【4月～】

	概 要	本市条例
1	<p>提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。</p>	第248条
2	<p>福祉用具の一部の貸与種目・種類について、特定福祉用具販売の対象に加えることとしているところ、福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（以下「選択制の対象福祉用具」という。）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。</p> <p>また、利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。</p>	第253条第2号
3	<p>福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。（※）</p> <p>（※）メンテナンスにかかる費用については、個々の契約により定められることとなる。</p>	第253条第5号
4	<p>当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。身体的拘束等を行う場合には、事前に、当該利用者又はその家族に、身体的拘束等の態様等を説明しなければならない。また、身体的拘束等を行う場合の記録を義務付ける。</p>	第253条第6号から第9号まで
5	<p>福祉用具の適時・適切な利用、利用者の安全を確保する観点から、選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画（※）の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付ける。</p> <p>（※）特定福祉用具販売計画とは、福祉用具専門相談員が作成する</p>	第254条第5項

	利用者の心身の状況、希望及び環境を踏まえた個別の生活目標や具体的なサービス内容等を記載した計画。	
6	記録の整備に追加項目 身体的拘束等の態様等の記録は、その完結の日から2年間保存しなければならない。	第255条第2項
7	事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイト（※）に掲載することを令和7年度から義務付ける。 （※）法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上に掲載することを想定	第256条（第243条第3項準用）
8	感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第256条（第32条の2準用）
9	感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施を義務化。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第256条（第33条第3項準用）
10	高齢者虐待防止の取組を強化する観点から、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を決めることを義務化。 虐待の防止のための措置に関する事項は、運営規程に定めておかなければならない。 （令和6年3月31日 経過措置期間終了）	第256条（第40条の2準用）